＜当組合が認める直接的必要経費＞

判定	内容
○	直接的必要経費として認める経費
△	事業所住所と自宅住所が異なる場合、直接的必要経費として認める経費
×	直接的必要経費として認めない経費

【一般所得】

科目	
売上原価	○
給与賃金	×
外注工賃	×
減価償却費	×
貸倒金	×
地代家賃	△
借入金利子	×
利子割引料	×
租税公課	×
荷造運賃	×
水道光熱費	△
旅費交通費	×
通信費	×
広告宣伝費	×
接待交際費	×
損害保険料	×
修繕費	×
消耗品費	×
福利厚生費	×
雑費	×

【農業所得】

科目	
雇人費	×
小作料・賃借料	×
減価償却費	×
貸倒金	×
利子割引料	×
租税公課	×
種苗費	○
素畜費	○
肥料費	○
飼料費	○
農具費	○
農薬衛生費	○
諸材料費	△
修繕費	×
動力光熱費	×
作業用衣料費	×
農業共済掛金	×
荷造運賃手数料	×
土地改良費	×
雑費	×

【不動産所得】

科目	
給料賃金	×
減価償却費	×
貸倒金	×
地代家賃	×
借入金利子	×
租税公課	×
損害保険料	×
修繕費	×
雑費	×
管理会社に支払う費用	×
委託手数料	×

注）被扶養者認定を受けるためには以下の少なくとも①②を満たすことが必要です。

① 従業員を雇用していないこと。

② 営業収入から事業運営に絶対必要な経費のみを引いた金額が 130 万円未満（60 歳以上方、障害年金受給者は 180 万円未満）（19 歳以上 23 歳未満の被扶養者（配偶者を除く）は、150 万円未満）であること。給与所得者における配偶者控除等と同様に現金の直接的な支払いを伴わない税法上の控除額は経費と認められません。